保存版

大森建設組合 共済給付一覧表

2023年4月1日施行

		(4.11.4.10)						
給付の種類		給付金額	給付の種類		ı	給付	-	
組合員傷病見舞金 (入院1日につき)		日額 1,000円				80歳		000円
①1 回あたり 30 日を限度			組合員敬老祝金		敬老祝金	88歳		000円
②年度内、90 日を限度						100歳	50,	000円
③通算、270 日を限度			組合員事故入院見舞金 65歳未満			日額1,	000円	
※同一疾病の場合は、1回あたりの			(事故発生日から180					
限度内で給付			日以内の1日以上の入院 65歳以上				日額	500円
組合員成人祝金		20,000円	で180日を限度)					
組合員結婚祝金		30,000円	配偶者死亡見舞金				000円	
出 生 祝 金		30,000円	配偶者死亡供花料給付			20,	000円	
就学祝金(小学校入学時)		20,000円	子の死亡見舞金			50,	000円	
卒業祝金(中学校卒業時)		20,000円	子の死亡供花料給付			20,	000円	
65歳以上組合員死亡見舞金		150,000円	親の死亡見舞金			20,	000円	
組合員 6 5 歳未満		1,000,000円	親の死亡供花料給付			20,	000円	
死亡見舞金	6 5歳以上	500,000円		交通	事 故による死	花亡	1, 000,	000円
65歳未満		1, 000, 000 円	蕊	7/2 7±	交通事故による後遺障害		40, 00	00円~
組合員	o Edkor I	500, 000 円	<u>#</u>			友 退 早古	1, 000,	000円
事故死亡見舞金	65歳以上		#	交通	通事故による入院			
組合加入後3年未満		50,000円	憲				日額3,000円	
組舞			見 日目より180日を限度。1~4日目			山田り、000 门		
合金			# は通院給付)					
組合加入後3年以上10年未満		80,000円					日額 1,500円	
死積 組合員の死亡 上谷		20, 000 1 1						
亡給 見付組合加入後10年以上 組合員の死亡		150,000円		火	全焼・全壊			000円
			, .	災	半焼・半壊	900,	000円	
組合員死亡供花料給付		20,000円	焦	等	一部焼失•-	一部損壊	300,	000円
組合員	65歳未満	1, 000, 000円	宝災害	,1		合、損害割合に応し	で上記金額	額を上限
重度障害見舞金	65歳以上	500,000円		風	全壊・流失	300,	000円	
	6 5 歳未満	40,000円~	~~~	水 -	半壊		150,	000円
組合員		1, 000, 000円	見舞	害	一部損壊		30,	000円
事故障害見舞金	6 5 歳以上	20,000円~	舞金	等	床上浸水	150,	000円	
	ひしがメント	500,000円		,1	※部分被害の場合	合、損害割合に応し	で上記金額	類を上限
	組合員死亡	60,000円		地 -	全焼・全壊		100,	000円
組合員	配偶者死亡	40,000円		地 [震 -	半焼・半壊	50,	000円	
<i>弔慰見舞金</i>	子の死亡	20,000円		展 「 等 -	一部焼失•-	10,	000円	
	親の死亡	6,000円		寸	※部分被害の場合	合、損害割合に応し	て上記金額	預を上限

※ 下線網掛けの共済はこくみん共済 coop 〈全労済〉からの給付となりますので、給付の基準及び認定はこくみん共済 coop 〈全労済〉の定める規定によります。また、以下の①~③に該当する場合、受給の資格がありません。 ① 2002 年8月以降に加入した組合員が、満75 歳に達したとき。

- ②組合加入時に満60歳以上であった組合員。
- ③組合員重度障害見舞金を受給した組合員。

給付請求にあたっては、裏面のご案内を必ずお読みください

【組合共済給付請求手続きのご案内】

- ※組合加入後、6か月が経過した組合員が給付の対象となります。(ただし、こくみん共済 coop 〈全労済〉から給付されるものは別途定めによる)
- ※給付の事項が発生してから2年経過しても請求がない場合、受給の資格を失います。
- ※定められた組合費・共済費等が期日までに納付されていない場合、受給の資格を失います。
- ※花輪(生花)の現物給付は行なわず供花料給付(定額 20,000円)として実施しますので、花輪(生花)は施主様がご手配ください。2023年(令和 5年)4月1日 以降に発生したものからが対象です。それ以前に発生したものは従前の給付となります。

《給付請求事項が発生したら》 ①と④が組合員の皆さんが行う手続きです。

①事由発生の報告・・・部会登録組合員は → 担当役員へ

グループ登録組合員は → 事業所代表者へ

個人登録組合員は → 組合事務所へ

- ②組合への報告・・・・担当役員・事業所代表者は組合へ報告
- ③給付請求書送付・・・組合事務所から対象となる組合員へ給付請求用紙を送付
- 4給付請求書提出・・・請求用紙に記入の上、必要書類を添付して組合へ提出
- ⑤給 付・・・・組合員ゆうちょ銀行口座へ振り込み
 - ・毎月15日までに組合へ提出されたものを月末に振り込みます。翌 月初旬入金されます。
- ※傷病見舞金(入院給付)の請求は、入院期間がわかる書類(退院証明書等)を添付してください。
- ※給付の請求に必要な書類は、組合事務所にお尋ねください。
- ※式の当日にお届けする「上積給付」以外の共済給付は、ゆうちょ銀行口座への振り込みとなります。
- ※こくみん共済 coop (全労済) からの給付については、別途必要書類を案内いたします。

組合員死亡見舞金の給付に関わる受取人事前指定のお願い

組合共済のうち、こくみん共済 coop〈全労済〉から給付される組合員死亡見舞金は、法定相続人順位が上位の方を受取人として給付が行なわれます。

配偶者が存在しない場合、提出書類が増えて手続きに時間を要します。また、給付額の減額が発生する場合もあります。配偶者がいない組合員の皆さんは、受取人の事前指定をしてください。

受取人の事前指定の手続きについては、組合へお尋ねください。